

死蔵データグランプリ_素材の取り扱い

- カタルシスの岸辺(以下:甲)は、素材提供者(以下:乙)の提供した素材を使用し、映像コンテンツ「死蔵データグランプリ」(以下:死蔵データGP)を自由に制作、公開することができる。
- 公開された「死蔵データGP」の権利は甲に帰属する。
- 甲は公開した「死蔵データGP」を任意の形式で販売することができる。
- 乙は「死蔵データGP」に応募する素材に関して、その後の取り扱いを甲による「委託販売」「寄贈」のいずれかを選択する。
- 乙は提供した素材の取り扱いに関し甲に一任する。ただし、予め申し添えがある場合はその限りではない。
- 「死蔵データGP」後、甲は乙から提供された素材を取り扱う際には、以下の委託販売あるいは寄贈に関する条項に従う必要がある。

委託販売

- カタルシスの岸辺(以下:甲)は、素材提供者(以下:乙)が以下の条件を承諾する限りにおいて、提供された素材を販売することが出来る。
- 提供素材が明らかに公序良俗に違反する場合は、甲は委託を拒否することが出来る。
- 素材の売価設定に関しては乙に一任されるが、他の販売素材と比し、値段設定に著しい乖離がある場合は、甲が価格設定に関し異議を申し立てることが出来る。
- 素材(データ)が売却された場合は甲:乙=1:1で利益配分を行う。
- 素材(物質)が売却された場合は甲:乙=4:6で利益配分を行う。
- 販売利益の配分は原則、個人情報保護の観点より金券により支払う。
- 甲は販売日より1年以内に乙に利益を配分しなければならない。
- 素材購入者は甲と乙のクレジットを入れることを条件に、自身の創作活動に購入した素材を二次利用することが出来る。またアートピースとして発表する限りにおいて販売が可能である。
- 二次利用を承諾しない場合、乙は素材提供時にその旨を甲に申告しなければならない。
- 乙はいかなる時も、販売の差止めを申し立てることが出来る。
- 乙による申し立てがない限り、甲は提供素材を自由に販売することが出来る。
- 甲は販売促進を目的にする限りにおいて、乙の提供した素材を適切な方法で使用することが出来る。

寄贈

- カタルシスの岸辺(以下:甲)は、素材提供者(以下:乙)が以下の条件を承諾する限りにおいて、提供された素材を販売することが出来る。
- 提供素材が明らかに公序良俗に違反する場合は、甲は寄贈素材を販売しない。
- 素材の売価設定に関しては甲に一任されるが、他の販売素材と比し、値段設定に著しい乖離がある場合、乙は価格設定に関し異議を申し立てることが出来る。
- 素材(データ・物質)が売却された場合は甲の利益となる。
- 素材購入者は甲と乙のクレジットを入れることを条件に、自身の創作活動に素材を二次利用することが出来る。またアートピースとして発表する限りにおいて販売が可能である。

- 二次利用を承諾しない場合、乙は素材提供時にその旨を甲に申告しなければならない。
- 乙はいかなる時も、販売の差止めを申し立てることが出来る。
- 乙による申し立てがない限り、甲は提供素材を自由に販売することが出来る。
- 甲は販売促進を目的にする限りにおいて、乙の提供した素材を適切な方法で使用することが出来る。